

飯豊町高温渇水被害対策事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、令和7年6月1日からの異常気象による高温渇水に伴い生じる被害の軽減並びに拡大防止及び農産物等の生産維持確保を図るため、事業実施主体が第3条に定める事業を行う場合において、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業法人
- (3) 3戸以上の農業者の組織する団体(ただし、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものに限る。)
- (4) 農業者(販売農家)
- (5) 土地改良区

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、各事業の補助金の算定基準は、別表のとおりとする。

- (1) 農業用水確保対策事業
- (2) 園芸作物等高温対策事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、他の収入金があった場合は、これを差し引いた残額を補助対象経費とし補助金の額を算定する。

(補助金交付申請書)

第5条 補助金交付申請書（様式第1号）の提出期限は、町長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業に要する経費の20%を超える増減
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 施行箇所又は設置場所の変更

2 事業実施主体は、規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業実績報告書（様式第3号）の提出期限は、町長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）

(2) 収支精算書(別記様式第2号)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、請求に基づき交付決定額の80%の範囲内で概算払することができる。

(帳簿の備付等)

第9条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月6日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別表

事業の種類	事業の基準	補助金の算定基準										
(1) 農業用水 確保対策事業	〈対象経費〉 干害時の農業用水等の確保のための工事、機材の借上げ又は購入、燃料の購入に要する経費 〈対象要件〉 1 応急対策 (1) 6月1日からの高温・乾燥により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入に要するものであること (2) 6月1日から9月30までに実施したもの 2 恒久対策 (1) 干害時の農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要するものであること (2) 6月1日から9月30日までに工事が完了すること	<応急対策> 当該事業に要する経費の2分の1に相当する額と、次の表の1箇所当たりの限度額の2分の1に相当する額のいずれか低い額とする。 <table><tr><th>項 目</th><th>1箇所当たり 限度額</th></tr><tr><td>応急対策</td><td></td></tr><tr><td>大規模対策</td><td>3, 940千円</td></tr><tr><td>中規模対策</td><td>1, 760千円</td></tr><tr><td>小規模対策</td><td>660千円</td></tr></table> ※この限度額は税込価格である。 <恒久対策> 当該事業に要する経費の2分の1に相当する額と、下記の1m当たりの限度額に延長を乗じて得た額の2分の1に相当する額のいずれか低い額とする。 【1m当たり限度額】 井戸灌水設備工事 120千円／m ※この限度額は税込価格である。 (50mを限度とする)	項 目	1箇所当たり 限度額	応急対策		大規模対策	3, 940千円	中規模対策	1, 760千円	小規模対策	660千円
	項 目	1箇所当たり 限度額										
応急対策												
大規模対策	3, 940千円											
中規模対策	1, 760千円											
小規模対策	660千円											
(2) 園芸作物 等高温対策事業	〈対象経費〉 高温による収量、品質の低下防止のための機器・資材の購入に要する経費 〈対象要件〉 1 果樹、野菜、花き等の栽培において、6月1日からの高温に伴う収量及び品質の低下防止のため、新たに必要となった以下の機器又は資材であること 遮光資材、換気扇又は循環扇、ミスト噴霧装置、散水・灌水システム	当該事業に要する経費の2分の1に相当する額と、下記の単位面積当たり基準単価に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。 【単位面積当たり基準単価】 遮光資材 159千円/10a 換気扇又は循環扇 111千円/10a ミスト噴霧装置 494千円/10a 散水・灌水システム										

事業の種類	事業の基準	補助金の算定基準
	2 6月1日から9月30日までの間に納品されたものであること	1,012千円/10a ※この基準単価は税込価格である。